

(別紙) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人わかば会
主たる事務所の所在地	〒862-0903 熊本市東区若葉二丁目13-16
代表者（職名・氏名）	理事長 片山 貴文
設立年月日	2010年9月1日
電話番号	096-285-6074

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	わかばクリニック
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
事業所の所在地	〒862-0903 熊本市東区若葉二丁目13-16
電話番号	096-285-6074
事業所番号	4317210187
管理者の氏名	片山 貴文
通常の事業の実施地域	熊本市、益城町、御船町、菊陽町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師、管理栄養士がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月11日から8月16日）を除きます。
営業時間	8：30～12：00 15：00～18：30（土曜日 17：00 まで）

6. 事業所の職員体制

常勤医師 4 名

7. 担当医師

あなたへのサービス提供の担当医師は下記のとおりです。やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

担当医師	
------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険の自己負担割合により、原則として基本利用料の1～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 居宅療養管理指導利用料 【基本部分】

<医師が行う場合>

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） ＝（基本利用料の1割） ※（注2）参照
居宅療養管理指導Ⅰ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合	5,140円	514円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円	486円
	（3）（1）及び（2）以外の場合	4,450円	445円
居宅療養管理指導Ⅱ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合	2,980円	298円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,860円	286円
	（3）（1）及び（2）以外の場合	2,590円	259円

<管理栄養士が行う場合>

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) =(基本利用料の1割) ※(注2)参照
居宅療養管理指導	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	5,440円	544円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円	486円
	(3) (1)及び(2)以外の場合	4,430円	443円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護予防居宅療養管理指導利用料 【基本部分】

<医師が行う場合>

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) =(基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護予防居宅療養管理指導Ⅰ	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	5,140円	514円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円	486円
	(3) (1)及び(2)以外の場合	4,450円	445円
介護予防居宅療養管理指導Ⅱ	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	2,980円	298円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,860円	286円
	(3) (1)及び(2)以外の場合	2,590円	259円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

<管理栄養士が行う場合>

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) = (基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護予防居宅療養管理指導	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	5,440円	544円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円	486円
	(3) (1)及び(2)以外の場合	4,430円	443円

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止した場合のキャンセル料は徴収していません。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、以下の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが提出した「預金口座振替依頼書」で指定する口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

当事業所の 24時間対応窓口	医療機関の名称 所在地 電話番号	わかばクリニック 熊本市東区若葉二丁目13-16 096-285-6074
-------------------	------------------------	---

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 096-285-6074 面接場所 わかばクリニック 相談室
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	熊本市 高齢介護福祉課	所在地 熊本市中央区手取本町 1-1 電話番号 096-328-2111
	熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 熊本市東区健軍1丁目18-7 電話番号 096-214-1101

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、医師等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 医師等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和6年3月16日作成

わかばクリニック